

## 参 考 资 料



# 宮城の将来ビジョンについて

## (平成19年3月策定)

### 1 策定の趣旨

県では、平成12年に、平成22年度を目標年度とした「宮城県総合計画」を策定し、これを県政運営の基本方針として各種施策を展開してきました。

しかしながら、この間、宮城県の人口は、平成17年の国勢調査において、初めて減少に転ずるなど、予想を超える早さで人口減少社会を迎えました。また、我が県の経済は平成13年度を底として持ち直してきてはいるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

一方、県財政は引き続き厳しい運営を余儀なくされており、また、三位一体改革など地方分権を巡る状況変化、県内市町村がほぼ半数となった合併の進展など、県政を取り巻く環境は大きく変わってきています。さらに、グローバル化や情報化の進展、環境問題の深刻化など、時代は刻々と変化しています。

こうした時代潮流に的確に対応し、持続可能な地域社会をつくっていくためには、安定した経済基盤を確立し、すべての県民が希望を持って安心して生活できる地域づくりを進めていく必要があります。

このため、激動する内外の情勢変化と地域課題を的確に把握した上で、転機を迎えた社会における将来の宮城のあるべき姿や目標を県民の皆さんと共有し、その実現に向けて県が優先的・重点的に取り組むべき施策を明らかにする「宮城の将来ビジョン」を策定することといたしました。

### 2 ビジョンの位置づけと構成

「宮城の将来ビジョン」は、県政運営の基本的な指針であり、県の施策や事業を進める上での中長期的目標と位置づけられるものです。

本ビジョンでは、我が県の個性と地域特性を踏まえ、新たな時代にふさわしい宮城を構築していく上で、県政運営の理念や、県として、今後の10年間に特に注力すべき政策分野は何であるのか、その基本的考え方について示しています。また、財政再建を進める中で、県の行政投資の効果や効率性を一層高めるために重点的に取り組むべきテーマや目指す姿などを明確にした上で、その実現を図るための取組の方向について明示しました。

また、本ビジョンは、県政の各分野における個別計画や地域計画を先導する役割を担うとともに、その推進にあたっては、市町村や国の計画等も含めて相互に補完し合いながら、より効果的なものとなるよう留意してまいります。

### 3 計画期間・目標年度

本ビジョンは、平成19年度（西暦2007年度）を初年度とし、平成28年度（西暦2016年度）を目標年度とする10か年のビジョンとします。

### 4 推進方策

本ビジョンは、10年間という計画期間を定めていますが、その推進にあたっては、3年を期間とする行動計画を別途定め、具体的取組やその成果の数値目標を示した上で確実に実施していくとともに、行政評価システムにより事業の有効性や効率性などを検証しながら推進していきます。

また、県民の価値観や地域ニーズの多様化にきめ細かく対応し、県民一人ひとりの生活を豊かで安定したものとするためには、県による取組だけでは、おのずから限界があります。このため、本ビジョンの着実な推進に向け所要の体制を整備するとともに、市町村と密接に連携を図りながら、県民をはじめとして企業、NPOなど幅広い主体との協働や情報共有のもとに、施策を展開していきます。

# 宮城県震災復興計画について

## (平成23年10月策定)

### 1 策定の趣旨

平成23年3月11日に本県を襲った東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大規模の地震であり、大きな揺れとその後続いた大津波により、本県沿岸部を中心に極めて甚大な被害を及ぼしました。また、沿岸部を中心に大きく地盤が沈下し、原形復旧による復興は極めて困難な状態となっています。

このように甚大な被害を被った本県として、どのように復興を果たしていくかという方向性については、同年4月11日に「宮城県震災復興基本方針（素案）」を県民の皆様へ提示しました。さらに、我が国を代表する学識経験者からなる「宮城県震災復興会議」を設置し御提言をいただくとともに、県民の意見を伺いながら、今後10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定することとしました。

本県を襲った未曾有の大災害から県民と力を合わせて復興を成し遂げていくためには、従来とは違った新たな制度設計や思い切った手法を取り入れていくことが不可欠です。このため、宮城県震災復興計画は、「提案型」の復興計画として策定しました。

### 2 基本理念

東日本大震災では、地震及び本県の沿岸全域を襲った津波によって多くの尊い命が失われるとともに、相当数の家屋が損壊・喪失し、さらに、鉄道・道路をはじめとする公共交通網や電気、上下水道、燃料など生活に不可欠なライフライン・物流が破壊・寸断されるなど、我が国の戦後最大規模といわれる未曾有の被害が生じました。

本県では、震災直後の人命救助を皮切りに、懸命な捜索活動、避難所の確保や救援物資の輸送など、緊急的な対策に取り組んできました。しかし、厳しい状況に置かれている被災者をはじめ、県民の生活は、今なお不安定なものであることから、何よりもまず、生業の確保など被災者の方々の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組む、県民生活を一日でも早く回復させる必要があります。また、県民の復興への意欲を高め、持続的な地域コミュニティの構築を図りながら、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進める必要があります。

復興の担い手は県民一人ひとりであり、それぞれが復興活動に取り組んでいかなければならないことはもちろんですが、国・県・市町村、企業、団体、NPOなど、多様な活動主体が、総力を結集して活動に臨まなければ、ふるさと宮城の復興と発展を実現することはできません。その際、平成23年3月11日以前の状態へ回復させるという「復旧」だけにとどまらず、これからの県民生活のあり方を見据えて、県の農林水産業・商工業のあり方や、公共施設・防災施設の整備・配置などを抜本的に「再構築」することにより、県勢の発展を見据えた最適な基盤づくりを図っていくことが重要です。そして、災害からの復興にとどまらず、人口の減少、少子高齢化、環境保全、自然との共生、安全・安心な地域社会づくりなど、現代社会を取り巻く諸課題を解決する先進的な地域づくりに取り組んでいく必要があります。

復興までの道のりは決して平坦なものではなく、むしろ高く険しいものとなります。しかし、復興に向けた取組を通して、宮城県民のみならず、東北が、そして日本全体が絆を深め、共に手を携えて険しい道を歩んだ先には、必ず明るい未来が開けるはずで、10年後には、今回の震災から復興するために必要な新たな制度設計や手法を取り入れ、県民一丸となった復興を成し遂げることによって、壊滅的な被害からの復興モデルとなるよう、ふるさと宮城の再生とさらなる発展に向けて、全力で取り組みます。

なお、復興の推進に当たっては、国、他都道府県、市町村、企業、団体、NPOなどとの連携を図るほか、男女共同参画の観点から、女性の参画を促進します。また、グローバルな観点から世界の様々な活力を取り込むとともに、国の内外と連携し、世界に開かれた復興を目指します。

### 3 基本的な考え方

#### (1) 計画期間

県内の全域に甚大な被害が発生していることから、復興を達成するまでの期間をおおむね10年間とし、平成32年度を復興の目標に定めます。

さらに、全体で10年間の計画期間を3期に区分し、被災者支援を中心に生活基盤や公共施設を復旧させる「復旧期」として3年間（H23～25年度）、直接の被災者だけでなく、震災の影響により生活・事業等に支障を来している方々への支援を更に充実していくとともに、本県の再生に向けたインフラ整備などを充実させる「再生期」として4年間（H26～29年度）、県勢の発展に向けて戦略的に取組を推進していく「発展期」として3年間（H30～32年度）を、それぞれ設定します。

特に、復旧期の段階から、再生期・発展期に実を結ぶための復興の「種」をまき、ふるさと宮城の復興に結びつけます。

#### (2) 復興の主体

復興活動は、国・県・市町村、企業、団体、NPOなど、多様な活動主体が互いに手を携え、共に歩いていくという連携・共助の精神を共有し、「絆」という人と人との結びつきを核として取り組んでいく必要があります。復興の主体は、あくまでも県民一人ひとりであり、民間をはじめ様々な主体による復興に向けた事業や取組が幅広く進められていくことによって、復興事業相互の効果が相乗的に高まっていくこととなります。行政はこうした復興に向けた活動を、全力でサポートする体制を構築します。

#### (3) 対象地域

今回の震災の物的・人的被害は、県内全域にわたり生じており、サプライチェーンの分断をはじめとした経済的被害も広範囲に及んだことから、震災被害のあった県内全域を計画の対象とします。

なお、特に、津波による人命や財産の被害が著しく甚大な沿岸被災市町については、ランドデザインの再構築を行い、新しいまちづくりに向けて重点的に取り組むエリアと位置付けます。

#### (4) 進行管理

本計画の進行管理については、PDCAサイクルのマネジメント手法を用い、事業の執行状況や事業目的の達成状況について公表するとともに、県民や外部有識者等の意見も取り入れながら評価を行い、その結果を具体的な復興の取組に反映することにより、計画の着実な推進を図ります。また、復興の進捗状況や社会情勢の変化などに対応できるよう、県民、市町村、外部有識者等の意見を踏まえながら、必要に応じ計画について見直しを行っていきます。

## 関係法令

## ■地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

(決算)

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後3箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

## ■行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)

### 目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 知事が行う評価
  - 第1節 実施等(第4条・第5条)
  - 第2節 評価への県民参加(第6条—第9条)
  - 第3節 評価結果の取扱い(第10条—第12条)
- 第3章 知事以外の実施機関が行う評価(第13条)
- 第4章 雑則(第14条—第16条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、県が県民の参加を得てその行政活動について自ら評価を行うことが自治の一層の発展を図る上で極めて重要であることにかんがみ、県が行う行政活動の評価に関し必要な事項を定めることにより、県民の視点に立って成果を重視する県政を推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 政策 県の行政運営における特定の目的を実現するための基本的な方針をいう。
- 二 施策 政策を実現するための個々の具体的な方針をいう。
- 三 事業 施策を実現するための手段として実施される個々の行政活動をいう。
- 四 実施機関 知事、公営企業管理者、教育委員会、公安委員会及び警察本部長をいう。

#### (評価の基本的な在り方)

第3条 県は、行政活動の評価を行う場合においては、政策、施策及び事業について、それらの県民生活及び社会経済に対する効果を把握することにより、それらの目的又は目標に照らして、必要性、有効性又は効率性の観点その他必要な観点から、客観的な判定を行い、行政運営上の判断を行う上で必要な情報を提供するものとする。

2 県は、行政活動の評価の結果を行政活動に適切に反映させ、行政運営の効率性及び質の向上を図るものとする。

3 県は、行政活動の評価に関する情報を随時公表し、行政活動について県民に説明する責務を果たし、行政運営の透明性の向上を図るものとする。

### 第2章 知事が行う評価

#### 第1節 実施等

#### (実施)

第4条 知事は、その所掌に係る政策、施策及び事業について、次に掲げる評価を自ら行うものとする。

- 一 前年度の政策、施策及び事業について、それらの全体の体系及び相互の関係を踏まえて包括的に行う評価
- 二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる事業について、事業に着手する前(イに掲げる事業に係るものに限る。)又は着手した後一定の期間を経過したときに行う評価
  - イ 大規模な事業で規則で定めるもの
  - ロ 公共事業で規則で定めるもの



三 前2号に掲げるもののほか、事業について主として効率性の観点から行う評価その他の規則で定める評価

2 前項の評価の具体的な範囲、時期、基準及び方法については、規則で定める。

(書面の作成等)

第5条 知事は、前条第1項第1号又は第2号の評価を行うに当たっては、当該評価の対象とする政策、施策又は事業の概要、それらの県民生活及び社会経済に対する効果その他の当該評価に係る事項を記載した書面を作成しなければならない。

2 知事は、前項の書面を作成したときは、速やかに、当該書面及びその要旨を公表しなければならない。

3 前項の規定による公表は、書面及びその要旨を縦覧に供するほか、インターネットの利用その他の県民が情報を容易に入手することができる方法で行わなければならない。

第2節 評価への県民参加

(県民参加の機会の確保)

第6条 知事は、第4条第1項の評価を行うに当たっては、県民の参加の機会を確保する措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の満足度等の把握等)

第7条 知事は、第4条第1項第1号の評価を行うに当たっては、その所掌に係る政策、施策及び事業に関する県民の満足度、重視度その他の意識に関する情報を、社会調査(社会の構成員の意識その他の社会の実情に関する調査であって、一定の技術的な手法を用いて、必要な情報を社会の構成員から直接又は間接に収集し、整理し、及び分析する一連の過程を経て行うものをいう。)の方法等により把握し、当該評価に適切に反映させるものとする。

2 知事は、前項の規定により把握した県民の意識に関する情報を分かりやすい形で説明する書面を作成し、作成した後速やかに、これを公表しなければならない。この場合においては、第5条第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により県民の意識に関する情報を把握する場合におけるその時期及び方法については、規則で定める。

(委員会の意見の聴取等)

第8条 知事は、第4条第1項第1号又は第2号の評価を行うに当たっては、宮城県行政評価委員会(次項において「委員会」という。)の意見を聴き、その意見を当該評価に適切に反映させるものとする。

2 知事は、前項の規定により委員会の意見を聴く場合においては、委員会に対し、第5条第1項、前条第2項及び次条第2項の書面その他審議に必要な書面を提出するものとする。

(県民の意見の聴取等)

第9条 知事は、第4条第1項第1号又は第2号の評価を行うに当たっては、県民の意見を聴き、その意見を当該評価に適切に反映させるものとする。

2 知事は、前項の規定により県民の意見を聴いたときは、当該意見を取りまとめた書面を作成し、作成した後速やかに、これを公表しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による県民の意見の反映の状況を分かりやすい形で説明する書面を作成し、作成した後速やかに、これを公表しなければならない。

4 第5条第3項の規定は、前2項の場合について準用する。

5 第1項の規定により県民の意見を聴く場合におけるその時期及び方法については、規則で定める。



### 第3節 評価結果の取扱い

#### (評価書の作成等)

第10条 知事は、第4条第1項の評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

- 一 評価の対象とした政策、施策又は事業の概要
- 二 前号の政策、施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握の方法
- 三 評価の結果
- 四 その他規則で定める事項

2 知事は、前項の評価書を作成したときは、速やかに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない。この場合においては、第5条第3項の規定を準用する。

#### (評価結果の反映等)

第11条 知事は、第4条第1項の評価の結果をその所掌に係る政策、施策及び事業に適切に反映させ、行政運営の効率性及び質の向上を図らなければならない。

2 知事は、前項の規定による評価の結果の反映の状況について説明する書面を作成し、作成した後速やかに、当該書面及びその要旨を公表しなければならない。この場合においては、第5条第3項の規定を準用する。

#### (議会への報告)

第12条 知事は、第4条第1項第1号及び第2号の評価の結果の概要を、当該評価に係る第10条第1項の評価書を作成した後速やかに、議会に報告しなければならない。

2 知事は、第4条第1項第1号及び第2号の評価の結果の前条第1項の規定による反映の状況を、当該評価に係る同条第2項の書面を作成した後速やかに、議会に報告しなければならない。

### 第3章 知事以外の実施機関が行う評価

#### (知事以外の実施機関が行う評価)

第13条 知事以外の実施機関は、その所掌に係る政策、施策及び事業について、前章に規定する知事が行う評価に準じて評価を行うものとする。

### 第4章 雑則

#### (相互協力)

第14条 実施機関は、行政活動の評価が県として一体的かつ総合的に行われるよう相互に必要な協力を行うものとする。

#### (評価体制の整備)

第15条 実施機関は、行政活動の評価を適切に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、実施機関が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成22年条例第66号) 抄

#### (施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## ■ 行政活動の評価に関する条例施行規則(平成14年宮城県規則第26号)(抄)

### 目次

第1章 総則(第1条・第2条)	
第2章 政策評価及び施策評価(第3条-第14条)	
第3章 大規模事業評価(第15条-第21条)	} 省略
第4章 公共事業再評価(第22条-第29条)	
第5章 事業箇所評価(第30条-第34条)	
第6章 雑則(第35条)	
附則	

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、知事が行う行政活動の評価について、行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (評価の種類)

第2条 条例第4条第1項第1号の評価の種類は、次のとおりとする。

- 一 政策評価
- 二 施策評価

2 条例第4条第1項第2号の評価の種類は、次のとおりとする。

- 一 大規模事業評価
- 二 公共事業再評価

3 条例第4条第1項第3号の規則で定める評価は、事業について主として効率性の観点から行う評価とし、当該評価は、事業箇所評価とする。

### 第2章 政策評価及び施策評価

#### (定義)

第3条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 政策評価指標 県の政策に関し、当該政策を構成する施策を単位として、その長期的な目標を定量的又は定性的に示す方法により設定した指標及びその目標値をいう。
- 二 達成度 前条第1項第1号の政策評価(以下「政策評価」という。)及び同項第2号の施策評価(以下「施策評価」という。)を行う年における政策評価指標の目標値に対する現況の値の割合をいう。
- 三 満足度等 条例第7条第1項の政策、施策及び事業に関する県民の満足度、重視度その他の意識に関する情報をいう。

#### (政策評価及び施策評価の範囲)

第4条 政策評価は、政策を構成する施策のうち政策評価指標が設定されているもの(次項において「指標設定施策」という。)について行うものとする。

2 施策評価は、指標設定施策を構成する事業について行うものとする。

#### (政策評価及び施策評価の時期)

第5条 政策評価及び施策評価は、毎年度、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第3号に規定する決算の認定についての議案を提出する日の前日までに行うものとする。

(政策評価及び施策評価の基準)

第6条 政策評価は、政策の目的の必要性、有効性及び効率性を考慮し、施策の進捗状況等から見て、成果があるかどうかを基準として行うものとする。

2 施策評価は、施策の目的の必要性、有効性及び効率性を考慮し、達成度、満足度等及び社会経済情勢並びに事業の実績及び成果等から見て、成果があるかどうかを基準として行うものとする。

(政策評価及び施策評価の方法)

第7条 政策評価と施策評価は、政策、施策及び事業の関係を踏まえて、一連のものとして行うものとする。

2 政策評価は、施策の進捗状況等を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、前条第一項の基準に基づき、客観的に判定を行うものとする。

3 施策評価は、達成度、満足度等、社会経済情勢、事業の実績、成果等を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、前条第二項の基準に基づき、客観的に判定を行うものとする。

(社会調査の種類)

第8条 条例第7条第1項の規定による満足度等を把握するための社会調査（以下「社会調査」という。）の種類は、県民意識調査及び対象者意識調査とする。

(社会調査の時期)

第9条 県民意識調査における調査票の発送及び回収は、政策評価及び施策評価を行う年度の前年度の末日までに行うものとする。

2 前項の規定により回収した調査票の内容については、集計及び分析をした後、政策評価及び施策評価を行う年度の6月30日までに取りまとめ、当該政策評価及び施策評価に反映させるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の対象者意識調査については、同条の県民意識調査の結果に応じて、又は政策評価及び施策評価の実施に当たり、知事が必要と認める時期に行うものとする。

(社会調査の方法)

第10条 社会調査は、次の各号に掲げる調査の種類に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 県民意識調査 無作為に抽出した県民を対象として、調査票を送付し、及び回収する方法により、個人ごとに満足度等を調査する。

二 対象者意識調査 県の特定の施策又は事業により提供される行政サービスの利用者等を対象として、調査票を送付し、及び回収する方法その他の方法により、個人又は団体ごとに満足度等（当該施策又は事業に係るものに限る。）を調査する。

(県民意見聴取の時期)

第11条 政策評価及び施策評価における条例第9条第1項の規定による県民の意見の聴取（以下「県民意見聴取」という。）は、条例第5条第2項の規定により同条第1項の書面を公表した後速やかに、2週間以上の期間を定めて行うものとする。

(県民意見聴取の方法)

第12条 政策評価及び施策評価における県民意見聴取は、条例第5条第1項の書面に対する意見を公募することにより行うものとする。

2 前項の規定による公募は、郵便、ファクシミリ、電子メール等県民が意見を容易に表明できる手段を用いて行えるようにしなければならない。

- 3 聴取した県民の意見については、宮城県行政評価委員会（以下「委員会」という。）の審議に資するため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第8条第1項各号のいずれかに該当して非開示となる情報を除き、当該意見に対する見解を加えた上で取りまとめ、委員会に提出するものとする。

（政策評価及び施策評価に係る評価書の作成）

第13条 条例第10条第1項第4号の規則で定める事項は、政策評価及び施策評価については、評価に係る委員会の意見及び当該意見に対する県の対応方針とする。

（評価結果の反映）

第14条 知事は、毎年度、翌年度の政策、施策及び事業に関する企画立案、翌年度の予算の編成並びに翌年度の組織の運営方針の決定を行うに当たっては、政策評価及び施策評価に関する情報（政策、施策及び事業に関する企画立案を行う場合に限る。）並びに政策評価及び施策評価の結果を重要な情報として活用し、当該企画立案、予算の編成及び組織の運営方針の決定に適切に反映させるものとする。

（第15条から第34条まで省略）

## 第6章 雑則

（委任）

第35条 この規則に定めるもののほか、知事が行う行政活動の評価について、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（2から5まで省略）

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## ■ 政策評価及び施策評価実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。)及び行政活動の評価に関する条例施行規則(平成14年宮城県規則第26号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、知事が行う行政活動の評価のうち規則第2条第1項各号に規定する政策評価及び施策評価(以下「政策評価及び施策評価」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画等 県が、県政の基本的な考え方と目標を明らかにするため、総合計画審議会条例(昭和46年宮城県条例第2号)第1条第1項の規定により設置された総合計画審議会の答申を受けて策定する長期間を展望した県の行政活動全般に係る計画及び宮城県震災復興計画(平成23年10月策定)をいう。
- (2) 実施計画 県が、総合計画等の計画的な実施と適切な進行管理を図るため、総合計画等の計画期間を区切って、それぞれの期間ごとに策定する計画をいう。
- (3) 政策・財政会議 県政の推進に関する重要政策及び行財政運営に関する事項について審議するため、政策・財政会議の設置及び運営に関する要綱(平成15年5月30日施行)第1条の規定に基づき設置する知事及び副知事並びに総務部長、震災復興・企画部長、審議事項に係りのある部長等をもって構成する会議をいう。

(政策評価指標)

第3 規則第3条第1号の政策評価指標は、総合計画等又は実施計画において設定した目標指標等及びその目標値とする。

(達成度)

第4 規則第3条第2号の達成度は、次に掲げる区分に応じて示すものとする。

- A 目標値を達成しているもの
  - B 目標値を達成しておらず、達成率が80パーセント以上のもの
  - C 目標値を達成しておらず、達成率が80パーセント未満のもの
  - N 実績値が把握できない等の理由で判定できないもの
- 2 前項の達成率は、下記により、ストック型とフロー型に区分した上で算出するものとする。
- (1) ストック型：事業活動に伴う成果を累積して把握する指標
  - (2) フロー型：事業活動に伴う成果を単年度ごとに把握する指標
- 3 前項の各区分における達成率の算出方法については、別に定める。

(満足度等)

第5 規則第3条第3号の「意識に関する情報」は、次のとおりとする。

- (1) 満足度
- (2) 重視度
- (3) 認知度

- (4) 関心度
- (5) 優先度

(評価の手續)

- 第6 所管部長(規則第4条第1項の指標設定施策又は同条第2項の事業を所管する部長をいう。以下同じ。)は、毎年、震災復興・企画部長が別に定める期日までに、規則第4条第1項の指標設定施策又は同条第2項の事業について、条例第5条第1項の書面として別記様式第1号による政策評価・施策評価基本票(以下「基本票」という。)の案を政策ごと又は施策ごとに作成し、震災復興・企画部長に提出するものとする。ただし、1政策を構成する指標設定施策又は1指標設定施策を構成する事業の所管が複数の部にまたがる場合については、基本票の作成は、指標設定施策のうち主要なもの又は指標設定施策を構成する事業のうち主要なものを所管する部長が行うものとする。
- 2 震災復興・企画部長は、前項の基本票の案に基づき、その要旨の案を作成するとともに、それらについて政策・財政会議の審議事項として発議し、同会議において、基本票及びその要旨を決定するものとする。
  - 3 前項の審議においては、基本票に関する説明は所管部長が行い、要旨及び評価制度に関する説明は震災復興・企画部長が行うものとする。
  - 4 震災復興・企画部長は、第2項の規定により決定された基本票を添付して、宮城県行政評価委員会(以下「委員会」という。)に諮問するものとする。
  - 5 第3項の規定は、前項の規定による委員会での審議について準用する。
  - 6 震災復興・企画部長は、委員会から第4項の規定による諮問に対する答申があったときは、速やかに所管部長に答申内容を記載した書面を送付するものとする。
  - 7 所管部長は、前項の規定により書面の送付を受けたときは、答申に対する対応方針及び評価結果の案を作成し、震災復興・企画部長に提出するものとする。
  - 8 震災復興・企画部長は、前項の規定により提出された書面をもとに評価書(別記様式第2号)の案をとりまとめた上で、その要旨の案を作成し、それらについて政策・財政会議の審議事項として発議し、同会議において評価書及びその要旨を決定するものとする。
  - 9 第3項の規定は、前項の規定による政策・財政会議での審議について準用する。

(達成度等の把握)

- 第7 所管部長は、基本票の作成に資するため、毎年度、指標設定施策の前年度における達成度及び指標設定施策を構成する事業の前年度における実績等について把握し、整理するものとする。この場合において、達成度を毎年度把握することが困難な政策評価指標については、関連する他の統計数値を用いることができる。

(書面の公表方法等)

- 第8 条例第5条第2項、第9条第2項及び第3項、第10条第2項並びに第11条第2項の規定に基づく公表は、震災復興・企画部長が行うものとする。
- 2 前項の公表は、インターネットの県のホームページに掲載するほか、県政情報センター、県政情報コーナー(仙台地方県政情報コーナーを除く。以下同じ。)及び議会図書室において縦覧に供することにより行うものとする。
  - 3 前項の場合において、県政情報センター、県政情報コーナー及び議会図書室において縦覧に供する期間は、公表後1年間とする。



(県民意見聴取の手続)

- 第9 規則第12条第1項の規定による公募(以下「公募」という。)は、震災復興・企画部長が行うものとし、公募を行うに当たっては、規則第11条に規定する期間中、第6第2項の規定により決定された基本票及びその要旨について、インターネットの県のホームページに掲載するとともに、県政情報センター、県政情報コーナー及び議会図書室で縦覧に供するものとする。
- 2 公募を行うに当たっては、意見には住所及び氏名を付して提出する必要がある旨及び受け付けた意見には個別の回答は行わない旨を周知するものとする。
- 3 公募の周知は、県政だより又は新聞、ラジオ、テレビ等により行うものとする。
- 4 震災復興・企画部長は、受け付けた県民の意見を、適切に整理し、かつ、分類した上で、条例第9条第2項の書面(別記様式第3号)をとりまとめるものとする。
- 5 震災復興・企画部長は、前項の規定にかかわらず、受け付けた県民の意見が行政活動の評価に関して寄せられた意見ではないことが明らかであると判断したときは、当該意見を条例第9条第1項の意見として取り扱わないことができる。この場合において、条例第9条第2項に規定する書面を公表するときは、その旨の記載を付して公表するものとする。
- 6 震災復興・企画部長は、第4項の書面をとりまとめたときは、当該意見の写しを添えて所管部長に送付するものとする。
- 7 所管部長は、前項の規定により書面等の送付を受けたときは、当該書面等に記載された県民の意見に対する対応をとりまとめて、震災復興・企画部長に送付するものとする。
- 8 震災復興・企画部長は、前項の書面等を勘案し、第6第8項の規定により評価書を決定した後速やかに条例第9条第3項の書面(別記様式第4号)を作成するものとする。

(評価結果の反映)

- 第10 震災復興・企画部長は、翌年度の当初予算を審議する議会の招集日の前日までに条例第11条第2項の書面及びその要旨の案を作成するとともに、それらについて政策・財政会議の審議事項として発議し、同会議において書面及び要旨を決定するものとする。
- 2 第6第3項の規定は、前項の規定による政策・財政会議での審議について準用する。
- 3 震災復興・企画部長は、翌年度の県政運営において重視すべき方向性に政策評価及び施策評価に関する情報を適切に反映させるものとする。
- 4 震災復興・企画部長は、翌年度の県政運営において特に重点的に取り組む事業の選定に政策評価及び施策評価の結果を適切に反映させるものとする。

(議会への報告)

- 第11 条例第12条第1項の報告は、震災復興・企画部長が毎年度、議会に第6第8項の規定による決定を行った評価書を提出することにより行うものとする。
- 2 条例第12条第2項の報告は、震災復興・企画部長が毎年度、議会に第10第1項の書面を提出することにより行うものとする。

(その他)

- 第12 この要領に定めるもののほか、政策評価及び施策評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。



附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月14日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度を評価対象年度とする政策評価及び施策評価については、平成12年3月に策定した宮城県総合計画及び平成15年3月に策定した宮城県総合計画第Ⅱ期実施計画の施策体系及び政策評価指標により実施するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

宮 行 評 委 第 5 号  
平 成 2 8 年 7 月 2 6 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長 堀切川 一男



宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 井上 千弼



平成 2 8 年度政策評価・施策評価について（答申）

平成 2 8 年 5 月 1 7 日付け復政第 1 2 号で諮問されたこのことについて、行政評価委員会条例第 6 条第 1 項第 1 号及び第 7 項の規定により、政策評価部会において調査審議を行った結果を別紙のとおり取りまとめたので、答申します。

## I 答申に当たって

宮城県では、県民の視点に立って成果を重視する県政を推進することを目的として、平成14年4月1日から、「行政活動の評価に関する条例」に基づき行政評価を実施している。

このうち政策評価・施策評価については、県が自ら、施策に設定された目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、社会経済情勢、事業の実績及び成果等を踏まえて政策・施策の成果を評価するとともに、政策・施策を推進する上での課題と対応方針を示すことになっている。

この県が自ら行う評価の透明性や客観性を確保するため、学識者や有識者で構成される宮城県行政評価委員会に、知事の諮問に応じて、政策評価・施策評価に関する調査審議を行う組織として政策評価部会が置かれている。

当委員会では、今年5月17日に、宮城の将来ビジョン、宮城県震災復興計画及び宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画の体系に基づく21政策56施策を対象とした県の評価原案「政策評価・施策評価基本票」について、知事から諮問を受けた。

政策評価部会では、5月下旬から6月中旬にかけて「第1分科会」「第2分科会」「第3分科会」の3つの分科会に分かれ、延べ14回にわたり、県の評価原案の妥当性について、専門的な立場や県民の視点から調査審議を行った。調査審議の結果の詳細については、後記のとおりである。

当委員会の答申を通じて、県の行政運営の向上が図られ、東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるとともに、「宮城の将来ビジョン」で描く将来の宮城の姿、目標が着実に実現されることを願っている。

平成28年7月26日

宮城県行政評価委員会

委員長 堀切川 一男

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 井上 千弘

## II 調査審議の方法

宮城県行政評価委員会政策評価部会は、県から諮問を受けた平成28年度政策評価・施策評価に関し、県の評価原案である「政策評価・施策評価基本票」に基づき、調査審議を行った。

### 1 調査審議の対象

平成28年度に諮問を受けた政策評価・施策評価は、宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興実施計画の体系に基づく14政策33施策に、宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系に基づく7政策23施策を加えた21政策56施策となったが、その全てについて、調査審議を行った。

### 2 調査審議の進め方

当部会では、宮城の将来ビジョンに定められた3つの政策推進の基本方向ごとに、第1分科会、第2分科会、第3分科会の3分科会を置き、県の担当部局職員の説明のもと、宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興実施計画に係る各基本票の記載内容について、施策評価、政策評価の順に調査審議を行った。また、宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画に係る各基本票の記載内容については、政策推進の基本方向を踏まえ、関連する分科会において調査審議を行った。

#### 【政策評価部会の開催状況】

	開催日	議事
第1回	平成28年5月20日	・平成28年度政策評価・施策評価について ・政策評価部会・分科会の進め方等について
第2回	平成28年7月12日	・平成28年度政策評価・施策評価に係る県民意見について ・平成28年度政策評価・施策評価に係る各分科会の審議結果について ・平成28年度政策評価・施策評価に係る答申案について

## 【分科会の開催状況】

### 第1分科会

〔担当委員〕

(7政策19施策) **内海 康雄委員** (分科会長／仙台高等専門学校副校長)

**稲葉 雅子委員** (株式会社ゆいネット代表取締役)

**高力美由紀委員** (宮城大学事業構想学部教授)

	開催日	審議政策 (審議施策数)	
第1回	平成28年5月27日	政策1	・育成・誘致による県内製造業の集積促進 (3施策)
第2回	平成28年6月3日	政策2	・観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 (2施策)
		政策3	・地域経済を支える農林水産業の競争力強化 (2施策)
		政策4	・アジアに開かれた広域経済圏の形成 (2施策)
第3回	平成28年6月6日	政策5	・産業競争力の強化に向けた条件整備 (3施策)
第4回	平成28年6月10日	政策3 (※震災)	・「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (3施策)
第5回	平成28年6月13日	政策4 (※震災)	・農林水産業の早期復興 (4施策)

注) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系の政策については(※震災)を付記

### 第2分科会

〔担当委員〕

(7政策20施策) **本図 愛実委員** (分科会長／宮城教育大学教職大学院教授)

**佐々木恵子委員** (特別養護老人ホームうらやす施設長)

**竇澤 篤 委員** (東北大学東北メディカル・メガバンク機構教授)

※ **福本 潤也委員** (東北大学大学院情報科学研究科准教授)

※宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・

震災復興実施計画の体系の政策9のみ

	開催日	審議政策 (審議施策数)	
第1回	平成28年6月1日	政策6 (※震災)	・安心して学べる教育環境の確保 (3施策)
		政策7	・将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり (3施策)

第2回	平成28年6月7日	政策9 政策10	・コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実（1施策） ・だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり（2施策）
第3回	平成28年6月10日	政策6 政策8	・子どもを生き育てやすい環境づくり（2施策） ・生涯現役で安心して暮らせる社会の構築（6施策）
第4回	平成28年6月16日	政策2 （※震災）	・保健・医療・福祉提供体制の回復（3施策）

注) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系の政策については(※震災)を付記

### 第3分科会

〔担当委員〕

(7政策17施策) **井上 千弘委員** (分科会長/東北大学大学院環境科学研究科教授)

**鈴木 孝男委員** (宮城大学事業構想学部助教)

**福本 潤也委員** (東北大学大学院情報科学研究科准教授)

	開催日	審議政策（審議施策数）	
第1回	平成28年5月30日	政策5 （※震災）	・公共土木施設の早期復旧（4施策）
第2回	平成28年6月2日	政策1 （※震災） 政策13	・被災者の生活再建と生活環境の確保（2施策） ・住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成（1施策）
第3回	平成28年6月7日	政策7 （※震災）	・防災機能・治安体制の回復（4施策）
第4回	平成28年6月9日	政策11 政策12	・経済・社会の持続的発展と環境保全の両立（2施策） ・豊かな自然環境，生活環境の保全（1施策）
第5回	平成28年6月14日	政策14	・宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり（3施策）

注) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系の政策については(※震災)を付記

### Ⅲ 調査審議の結果

政策評価・施策評価に関する各分科会及び部会での審議を経て、県の評価項目「政策・施策の成果」の妥当性について判定（3区分）を行うとともに、「政策・施策の成果」及び「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」の各々に意見を付した。

#### 1 政策・施策の調査審議結果

##### (1) 宮城の未来ビジョン及び未来ビジョン・震災復興実施計画の体系の政策・施策の調査審議結果

###### 【県の政策評価に対する判定及び意見（14政策）】

評価項目	判定及び意見		
	適切	概ね適切	要検討
政策の成果	8政策 (8政策)	5政策 (5政策)	1政策 (1政策)
政策を推進する上での 課題と対応方針	意見を付した政策数		
	12政策 (12政策)		

※（ ）は昨年度実績

###### 【県の施策評価に対する判定及び意見（33施策）】

評価項目	判定及び意見		
	適切	概ね適切	要検討
施策の成果	6施策 (16施策)	25施策 (15施策)	2施策 (2施策)
施策を推進する上での 課題と対応方針	意見を付した施策数		
	30施策 (30施策)		

※（ ）は昨年度実績

###### 「政策・施策の成果」に対する判定区分

- 適切：県の評価原案について、評価の理由が十分であり、「政策・施策の成果」の評価は妥当であると判断されるもの
- 概ね適切：県の評価原案について、評価の理由に一部不十分な点が見られるものの、「政策・施策の成果」の評価は妥当であると判断されるもの
- 要検討：県の評価原案について、評価の理由が不十分で、「政策・施策の成果」の評価の妥当性を認めることができず、県が最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断されるもの



## (2) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系の政策・施策の調査審議結果

### 【県の政策評価に対する判定及び意見（7政策）】

評価項目	判定及び意見		
	適切	概ね適切	要検討
政策の成果	1政策 (3政策)	6政策 (3政策)	0政策 (1政策)
政策を推進する上での課題と対応方針	意見を付した政策数		
	6政策 (7政策)		

※（ ）は昨年度実績

### 【県の施策評価に対する判定及び意見（23施策）】

評価項目	判定及び意見		
	適切	概ね適切	要検討
施策の成果	5施策 (11施策)	18施策 (10施策)	0施策 (2施策)
施策を推進する上での課題と対応方針	意見を付した施策数		
	20施策 (21施策)		

※（ ）は昨年度実績

#### 「政策・施策の成果」に対する判定区分

判定区分については宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興実施計画の体系と同じ。

各政策評価・施策評価の調査審議結果は、「宮城県行政評価委員会政策評価部会 審議結果一覧表」のとおりである。

## 2 政策評価・施策評価の判定等に付した主な意見

政策評価・施策評価の判定等に当たり、「政策・施策の成果」の評価は妥当であると判断されるが一部不十分な点が見られる「評価の理由」等及び「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」に対して付した主な意見は次のとおりである。

## (1) 政策・施策の成果について

### ① 施策を包括した政策の成果の評価

政策の成果の評価に当たっては、政策を構成する各施策の評価に加え、それらの関連性を踏まえ、施策間を横断する取組の状況や政策全体としての総合的な評価の理由を分かりやすく示す必要がある。

### ② 施策の成果の評価

施策の成果の評価に当たっては、施策に期待される成果を発現することができたかについて、目標指標の達成状況、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等の視点から総合的に評価し、施策の方向等の体系に沿って評価の理由を分かりやすく示す必要がある。

特に、事業の成果等については、東日本大震災からの復旧・復興や昨今の国際情勢など、県を取り巻く社会経済情勢が大きく変動している影響等も踏まえ、事業の実施過程における効果についても分析し、分かりやすく示す必要がある。

### ③ 目標指標の把握及び評価理由の充実

調査に時間を要するなどにより目標指標の現況値の把握が困難な場合には、その指標を設定した趣旨を踏まえ、それに代わる成果の把握手法の検討が必要である。

設定されている目標指標の現況値のみでは成果の十分な把握が難しい場合には、それを補完するデータや事業の実績、目標指標を取り巻く社会経済情勢等を評価の理由に記載するなど、施策の成果を分かりやすく示す必要がある。

## (2) 政策・施策を推進する上での課題と対応方針について

P D C Aサイクルの一翼を担う政策・施策の評価を次なる立案に反映させるためには、政策・施策を推進する上での課題を的確に把握するとともに、その解決に向けての効果的な対応方針を示すことが重要である。

施策を推進する上での課題については、施策の方向等の体系を踏まえ、社会経済情勢の変動の影響等も十分に勘案しながら、施策を構成する事業の実施過程における現状分析や目標指標の達成状況、県民意識、事業の成果等に係る評価を通じて的確な把握に努めるとともに、長期的視点のみならず短期的視点も加えて、具体的に設定する必要がある。

また、設定した具体的な課題の背景や要因等を十分に分析・検証した

上で、その課題を解決し施策の成果につなげるための具体的な対応方針を示すことが必要である。

さらに、政策を推進する上での課題と対応方針については、政策全体に共通する課題と個々の施策に特有の課題を分析・抽出した上で両者を区別した記載とするなど、分かりやすく示す工夫が必要である。

各政策評価・施策評価に付した意見は、「Ⅳ 宮城県行政評価委員会 政策評価部会の判定及び意見」のとおりである。

# 宮城県行政評価委員会政策評価部会 審議結果一覧表

## (1) 宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興実施計画の体系

政策番号	政策名	県の評価原案	県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定	施策番号	施策名	県の評価原案	県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定
政策推進の基本方向1 富県宮城の実現 ～県内総生産10兆円への挑戦～							
1	育成・誘致による県内製造業の集積促進 (P. 16～)	概ね順調 (概ね順調)	適切 (適切)	1	地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)
				2	産学官の連携による高度技術産業の集積促進	概ね順調 (概ね順調)	適切 (概ね適切)
				3	豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興	やや遅れている (やや遅れている)	適切 (適切)
2	観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 (P. 26～)	やや遅れている (やや遅れている)	適切 (適切)	4	高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興	やや遅れている (やや遅れている)	概ね適切 (適切)
				5	地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現	やや遅れている (やや遅れている)	概ね適切 (適切)
3	地域経済を支える農林水産業の競争力強化 (P. 32～)	概ね順調 (やや遅れている)	適切 (適切)	6	競争力ある農林水産業への転換	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)
				7	地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保	やや遅れている (やや遅れている)	概ね適切 (適切)
4	アジアに開かれた広域経済圏の形成 (P. 42～)	やや遅れている (やや遅れている)	適切 (適切)	8	県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進	やや遅れている (やや遅れている)	概ね適切 (適切)
				9	自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成	やや遅れている (やや遅れている)	概ね適切 (適切)
5	産業競争力の強化に向けた条件整備 (P. 52～)	概ね順調 (概ね順調)	適切 (適切)	10	産業活動の基礎となる人材の育成・確保	概ね順調 (概ね順調)	適切 (適切)
				11	経営力の向上と経営基盤の強化	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)
				12	宮城の飛躍を支える産業基盤の整備	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)

政策番号	政策名	県の評価原案	県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判断	施策番号	施策名	県の評価原案	県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判断
政策推進の基本方向2 安心と活力に満ちた地域社会づくり							
6	子どもを生き育てやすい環境づくり (P. 60～)	やや遅れている (やや遅れている)	適切 (適切)	13	次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり	やや遅れている (やや遅れている)	概ね適切 (適切)
				14	家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成	やや遅れている (やや遅れている)	適切 (概ね適切)
7	将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり (P. 66～)	やや遅れている (概ね順調)	適切 (概ね適切)	15	着実な学力向上と希望する進路の実現	やや遅れている (概ね順調)	適切 (概ね適切)
				16	豊かな心と健やかな体の育成	やや遅れている (やや遅れている)	概ね適切 (適切)
				17	児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり	概ね順調 (概ね順調)	適切 (適切)
8	生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 (P. 82～)	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)	18	多様な就業機会や就業環境の創出	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)
				19	安心できる地域医療の充実	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)
				20	生涯を豊かに暮らすための健康づくり	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)
				21	高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)
				22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現	やや遅れている (やや遅れている)	概ね適切 (適切)
				23	生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興	やや遅れている (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)
9	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 (P. 102～)	概ね順調 (やや遅れている)	要検討 (要検討)	24	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実	概ね順調 (やや遅れている)	要検討 (要検討)
10	だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり (P. 106～)	概ね順調 (概ね順調)	適切 (適切)	25	安全で安心なまちづくり	順調 (順調)	概ね適切 (概ね適切)
				26	外国人も活躍できる地域づくり	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)

政策番号	政策名	県の評価原案	県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定	施策番号	施策名	県の評価原案	県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定
政策推進の基本方向3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり							
11	経済・社会の持続的発展と環境保全の両立 (P. 112～)	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)	27	環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)
				28	廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進	やや遅れている (やや遅れている)	概ね適切 (要検討)
12	豊かな自然環境, 生活環境の保全 (P. 118～)	やや遅れている (やや遅れている)	概ね適切 (概ね適切)	29	豊かな自然環境, 生活環境の保全	やや遅れている (やや遅れている)	概ね適切 (概ね適切)
13	住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 (P. 124～)	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)	30	住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)
14	宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり (P. 128～)	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)	31	宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実	やや遅れている (やや遅れている)	要検討 (概ね適切)
				32	洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)
				33	地域ぐるみの防災体制の充実	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)

※ 宮城県行政評価委員会の判定は、県の評価原案の妥当性について「適切」「概ね適切」「要検討」の3区分により判定したものである。

※ 「県の評価原案」及び「県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定」の( )内は、昨年度の判定結果を記載している。

(2) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系

政策番号	政策名	県の評価原案	県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定	施策番号	施策名	県の評価原案	県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定
1	被災者の生活再建と生活環境の確保 (P. 136~)	やや遅れている (やや遅れている)	概ね適切 (概ね適切)	1	被災者の生活環境の確保	やや遅れている (やや遅れている)	概ね適切 (概ね適切)
				2	廃棄物の適正処理	—	—
				3	持続可能な社会と環境保全の実現	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)
2	保健・医療・福祉提供体制の回復 (P. 144~)	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)	1	安心できる地域医療の確保	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)
				2	未来を担う子どもたちへの支援	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)
				3	だれもが住みよい地域社会の構築	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)
3	「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (P. 152~)	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)	1	ものづくり産業の復興	概ね順調 (概ね順調)	適切 (適切)
				2	商業・観光の再生	やや遅れている (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)
				3	雇用の維持・確保	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)
4	農林水産業の早期復興 (P. 164~)	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)	1	魅力ある農業・農村の再興	概ね順調 (概ね順調)	適切 (概ね適切)
				2	活力ある林業の再生	概ね順調 (概ね順調)	適切 (適切)
				3	新たな水産業の創造	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)
				4	一次産業を牽引する食産業の振興	やや遅れている (やや遅れている)	概ね適切 (概ね適切)



政策番号	政策名	県の評価原案	県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定	施策番号	施策名	県の評価原案	県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定
5	公共土木施設の早期復旧 (P. 178～)	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (要検討)	1	道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)
				2	海岸、河川などの県土保全	やや遅れている (やや遅れている)	概ね適切 (概ね適切)
				3	上下水道などのライフラインの整備	順調 (概ね順調)	概ね適切 (要検討)
				4	沿岸市町をはじめとするまちの再構築	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (要検討)
6	安心して学べる教育環境の確保 (P. 190～)	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)	1	安全・安心な学校教育の確保	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (適切)
				2	家庭・地域の教育力の再構築	概ね順調 (概ね順調)	適切 (適切)
				3	生涯学習・文化・スポーツ活動の充実	概ね順調 (概ね順調)	適切 (概ね適切)
7	防災機能・治安体制の回復 (P. 200～)	概ね順調 (概ね順調)	適切 (概ね適切)	1	防災機能の再構築	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)
				2	大津波等への備え	やや遅れている (概ね順調)	概ね適切 (適切)
				3	自助・共助による市民レベルの防災体制の強化	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)
				4	安全・安心な地域社会の構築	概ね順調 (概ね順調)	概ね適切 (概ね適切)

※ 宮城県行政評価委員会の判定は、県の評価原案の妥当性について「適切」「概ね適切」「要検討」の3区分により判定したものである。

※ 「県の評価原案」及び「県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定」の( )内は、昨年度の判定結果を記載している。

※ 施策「廃棄物の適正処理」は、復旧期で処理が完了している。